

東京都工事標準仕様書（平成 17年版）の全面改正について

現行の東京都工事標準仕様書は平成 14年版（平成 14年 4月 1日施行）であり、今回は、前回改正より 3年ではあるが、仕様の標準化への対応、地球環境への配慮、建築基準法等への整合、技術革新への対応と施工実態の反映等の諸課題に対しの確な対応を行うため、平成 16年 4月に改正施行された国の公共建築工事標準仕様書の改正内容をも踏まえて、このたび改正したものである。改正にあたっては、全面改正のかたちをとっている。

1 改正する工事標準仕様書

- (1) 東京都建築工事標準仕様書
- (2) 東京都機械設備工事標準仕様書
- (3) 東京都電気設備工事標準仕様書

2 東京都土木工事標準仕様書の取扱い

東京都土木工事標準仕様書については、内容的には現状でも充分使用することができ、また、国の土木工事共通仕様書が平成 17年 4月に大幅な改正を予定していることから、その内容を詳細に調査の上これを参考に改正することとし、改正施行の目途を平成 18年 4月 1日として改正作業を継続し、今回は改正を見送ることとした。

3 改正の概要

(1) 仕様の標準化への対応

公共建築工事における工事仕様の標準化を図ることにより、技術的内容を整合させ、材料・機材・工法等の統一化を促進させる。また、適切な品質管理を行うことで、公共施設の品質・性能等を確保することとした。

(2) 地球環境への配慮

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」により極力環境負荷を低減できる材料を選定するように努めること、ホルムアルデヒドを始めとする揮発性有機化合物を放散する材料の健康への影響に配慮する等、全地球的な環境の保全と地域生活環境の向上を目的に見直しを行った。

(3) 建築基準法等への整合

平成 15年 7月の改正建築基準法の施行や、JIS、JAS等のホルムアルデヒド放散量の区分規定の改正に伴い、全般的に規格類の記載事項の見直しを行ったほか、有害化学物質を抑制した材料について追

加して規定した。また、ホルムアルデヒド放散量については、健康への影響の低減を図る観点からJIS等により放散量の区分規定がある材料については、放散量の一番少ない区分（F☆☆☆☆）を使用することとした。

（４）技術革新への対応と施工実態の反映

各局、建設業団体、専門工事業団体、材料製造業団体等からの情報や意見をもとに、新技術への対応及び施工実態等を考慮し、必要な内容の見直しを行った。

（５）その他

今後増加すると見込まれる改修工事に対応するため、現行の平成14年版では別冊としていた、東京都改修標準仕様書（建築工事）、東京都改修標準仕様書（機械設備工事）、東京都改修標準仕様書（電気設備工事）について、各々該当する各工事標準仕様書に改修工事の内容を取り込んで統合し、簡素化と利便性の向上を図ることにした。

4 施行の時期

平成17年4月1日から施行する。

5 工事標準仕様書の販売

（財）東京都弘済会用紙販売所（都庁・都民広場地下）TEL 03-5381-6335（直通）において販売する。

東京都建築工事標準仕様書（17年版）	1,025円（税込み）
東京都機械設備工事標準仕様書（17年版）	810円（税込み）
東京都電気設備工事標準仕様書（17年版）	1,040円（税込み）